

「宮崎県文化振興条例（仮称）」の骨子（案）について

みやざき文化振興課

1 制定の理由

国文祭・芸文祭の開催による文化に対する関心の高まりや文化活動の盛り上がりを一過性のものとせず、今後も本県の文化の振興等を図っていくため、その基本理念や施策の基本となる事項等を定め、総合的かつ計画的に施策を推進することとし、条例を制定するものである。

2 これまでの取組

令和3年	3月	2月定例会	総務政策常任委員会	制定について報告
				第1回みやざきの文化を考える懇談会（令和2年度）
	6月	第1回みやざきの文化を考える懇談会		
		6月定例会	総務政策常任委員会	概要の報告
	9月	第2回みやざきの文化を考える懇談会		（書面）
	10月	第3回みやざきの文化を考える懇談会		

3 条例の骨子（案）

別紙のとおり

4 条例の施行日

令和4年3月（予定）

5 今後の取組

令和3年	11月	閉会中総務政策常任委員会	骨子案の報告
			パブリックコメントの実施
令和4年	1月	第4回みやざきの文化を考える懇談会	
	2月	2月定例会	議案提出
	3月	条例施行	（予定）